

リフォーム業務品質審査登録規程

目 次

第 1 章 総 則	1
第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（リフォーム業務品質審査登録諮問委員会）	1
第4条（普及促進）	1
第5条（申請者の義務）	2
第 2 章 審 査 登 錄	2
第6条（リフォーム業務品質基準）	2
第7条（審査員）	2
第8条（申請及び受理）	2
第9条（登録審査）	2
第10条（登録・公表）	2
第11条（登録の有効期限）	3
第12条（定期審査）	3
第13条（更新審査）	3
第14条（登録事業者の義務等）	3
第15条（登録事業者の登録事項の変更）	4
第16条（登録の一時停止）	4
第17条（登録の取り消し）	4
第18条（苦情への対応等）	5
第 3 章 雜 則	5
第19条（審査登録料金の徴収）	5
第20条（文書、記録等の保存）	5
第21条（個人情報及び秘密の管理）	5
第22条（雑則）	5
附 則	5

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が行うリフォーム業務品質審査登録（以下「審査登録」という。）に関し必要な事項を定め、住宅リフォーム事業者の信頼性向上、リフォーム業務の品質確保を図ることにより、健全なリフォーム市場の活性化を促進し、もって消費者の利益の増進と国民の住生活水準の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 協会 一般社団法人ベターライフリフォーム協会をいう。
- 二 住宅リフォーム事業者（以下「事業者」という。） 住宅リフォーム工事を行う事業者であって、住宅リフォーム工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者から直接住宅リフォーム工事を請け負う者をいう。
- 三 登録審査 第6条に定める「リフォーム業務品質基準」（以下「品質基準」という。）に適合する事業者を登録するための審査をいう。
- 四 定期審査 登録後、一年毎に行う「品質基準」に適合する品質を維持していることを確認する審査をいう。
- 五 更新審査 登録の有効期限が満了する前に行う登録を行うため「品質基準」への適合性を確認する審査をいう。
- 六 審査員 登録審査、定期審査、更新審査等において、「品質基準」への適合性を審査する者をいう。

(リフォーム業務品質審査登録諮問委員会)

第3条 財団は、審査登録等の実施に当たり、その公正な運用を図るため、リフォーム業務品質審査登録諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を設置する。

- 2 財団は、住宅に関し学識経験を有する者、消費者の意見を代表する者、関連する業界を代表する者のうちから、諮問委員を委嘱する。なお、委員は、委員会活動中に知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならないものとする。
- 3 諮問委員会の定員は5名以内とし、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、交代による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 諮問委員会は、以下の事項について財団の諮問に応じる。
 - ①審査登録業務の運営に関する重要な決定及びその実施状況
 - ②審査登録業務の執行状況
 - ③苦情に対する対応状況
- 5 財団は、必要に応じ、諮問委員会を開催する。諮問委員会は委員の過半数の出席によって成立し、議決は出席委員の過半数をもって決する。

(普及促進)

第4条 財団は、審査登録等の周知を図るため、消費者及び事業者に対して適切に広報等の普及促進の措置を講ずるものとする。

(申請者の義務)

第5条 事業者で登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、審査を受けるに当たり次の各号を遵守しなければならない。

- 一 審査に関する責任者を明確にすること
- 二 審査員が行う審査に協力すること
- 三 「品質基準」に適合していることを確認するために、審査員が文書及び記録（工事記録を含む。）を閲覧できるようにすること
- 四 リフォーム業務品質審査登録申請書において、登録された場合には第14条第1項に定める登録事業者の義務を果たすことを約する旨を表明するものとする。

第 2 章 審 査 登 錄

(リフォーム業務品質基準)

第6条 財団は、事業者の業務に関する標準的な指標として「リフォーム業務品質基準」を別に定めるものとする。

(審査員)

第7条 財団は、別に定める「リフォーム業務品質審査登録実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、審査員の登録要件を満たしている者を、審査員として登録する。

2 審査員は、財団の依頼に基づき「実施要領」に規定する業務を行う。

(申請及び受理)

第8条 申請者は、「実施要領」に定める申請書類により、協会を通じて財団に登録の申請を行うものとする。

2 財団は、前項に基づき提出された申請書類を確認し、不備等がないときは受理する。なお、申請書類に不備等があったときは、財団は申請者にこれを解消するよう依頼する。

3 財団は、第1項による申請を受理できないときは、その理由を付して協会を通じて申請者に通知する。

(登録審査)

第9条 審査員は、受理した申請書類の審査と申請者の事業所における現地審査を「実施要領」に基づき実施する。

2 複数事業所を保有する申請者については、原則として主たる事業所1ヶ所を選定し、審査を実施する。ただし、必要に応じて審査実施事業所を追加することができる。

(登録・公表)

第10条 財団は、前条の登録審査の結果「品質基準」に適合していたときは申請者を登録するものとする。なお、登録事項は下記①～⑤とする。

- ①事業者名称
- ②事業所名称と所在地
- ③初回登録日

- ④更新日（該当する場合）
 - ⑤登録の有効期限
- 2 財団は、前項の登録を行ったときは、速やかに登録証を登録した申請者（以下「登録事業者」という。）に協会を通じて交付するとともに、登録事業者を財団のホームページに掲載する等の方法で公表するものとする。
- 3 財団は、前条の審査の結果「品質基準」に適合していない場合には登録しないことを、理由を付して協会を通じて申請者へ通知する。

（登録の有効期限）

第11条 登録の有効期限は、登録の日から起算して3年を経過した日の属する会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の末日までとする。また、更新後の登録期限も同様とする。

（定期審査）

- 第12条 登録事業者は、第13条第1項の更新審査までの間に、財団の指定する期間に定期審査を毎年受けるものとする。
- 2 財団は、「実施要領」に基づき、定期審査を実施する。
 - 3 財団は、前項の審査の結果「品質基準」に適合していたときはその旨を当該登録事業者に通知する。
 - 4 財団は、第2項の審査の結果「品質基準」の基準に適合する品質を維持していることが確認できないと判断したときは登録の一時停止を登録事業者へ通知する。

（更新審査）

- 第13条 登録事業者で登録を更新しようとする者は、財団に更新のための申請を行い、更新審査を有効期限内に受けるものとする。
- 2 更新審査のプロセスは、第8条から第11条の規定をそれぞれ準用する。ただし、第8条第1項の「申請者」は「登録事業者」に、第10条第1項の「登録審査」は「更新審査」に、第10条第3項の「登録しないことを」は「登録の一時停止を」に読み替えるものとする。また、「協会を通じて」とある手続きについては、協会を通さず財団が直接行うものとする。
 - 3 更新審査を受審しなかったときは、当該登録事業者の登録は有効期限をもって登録の効力を失うものとする。

（登録事業者の義務等）

- 第14条 登録事業者は、第5条の申請者の義務に加え、次の各号を遵守しなければならない。
- 一 登録についての不正確な引用又は誤解を招くような公表をしないこと
 - 二 定期審査及び更新審査を受審すること。
 - 三 財団に登録事業者に対する苦情が申立てられた場合、登録事業者はその苦情に対する財団の調査に協力すること。
 - 四 登録事業者は以下の①～③の変更があった場合、その変更を協会を通じて届け出ること。
 - ①登録事業者の名称、代表者の変更
 - ②登録事業者の所在地の変更
 - ③登録事業者の事業所の追加又は削除
- 2 登録事業者は、本規程に基づき登録された事業者であることを、会社案内、ホームページ、名刺、広告等で公表することができるものとする。

(登録事業者の登録事項の変更)

第 15 条 財団は、登録事業者より前条第 1 項第四号に示す届出があったときは、届出の内容が「品質基準」に適合しているかどうかを確認し、適合していたときには変更の届出を受理するものとする。

2 財団は、前項の届出を受理したときは、第 10 条第 1 項で登録した事項を変更するものとする。

(登録の一時停止)

第 16 条 財団は、登録事業者が次のいずれかに該当する場合は、登録を一時停止するものとする。

- 一 第 12 条第 1 項の定期審査又は第 13 条第 1 項の更新審査を特別な事情なく所定の期間内に受審しなかった場合
- 二 第 12 条第 2 項の定期審査又は第 13 条第 2 項の更新審査において発見された「品質基準」に適合していなかった事項の修正処置が、指定した期日までに報告されなかった場合
- 三 偽り、重大な過失若しくはその他不正な手段により登録を受けている恐れがある場合
- 四 登録に関する不適切な引用又は登録証の不適切な使用が修正されない場合
- 五 苦情に対する財団からの要請に対して、財団が指定した期限までに適切な措置が講じられない場合
- 六 財団に対する財政的義務を怠っている場合
- 七 その他重大な事故又は過失、意図的な法令違反等により登録事業者の活動等が反社会的である恐れがあると認められる場合

2 財団は、登録を一時停止する場合には、登録事業者に対して登録の一時停止の解除の条件及び回答の期限を書面で通知するものとする。

3 前項による通知を受けた登録事業者は、一時停止が解除されるまでの間、前条第 1 項に基づいた公表をすることができないものとする。

4 財団は、登録事業者から回答の期日までに登録の一時停止の解除の条件を満たす修正が確認できた場合には、登録の一時停止を解除するものとする。

(登録の取消し)

第 17 条 財団は、登録事業者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取消し、協会を通じて当該登録事業者へ通知するとともに、取り消した旨を財団のホームページに掲載して公表するものとする。

- 一 登録事業者から登録の取消し申請があった場合
- 二 偽り、重大な過失若しくはその他不正な手段により登録を受けたことが判明した場合
- 三 破産し復権を得ないことが判明した場合
- 四 消費者の利益を保護するために特に必要がある場合
- 五 前条により一時停止を行った後、指定した期日までに一時停止を解除する条件を満たせなかつた場合
- 六 その他重大な事故又は過失、意図的な法令違反等により登録事業者の活動等が反社会的であると認められる場合

2 前項による取消しの通知を受けた登録事業者は、登録証を速やかに協会を通じて財団へ返却するものとする。また、第 14 条第 2 項に基づく公表をしている場合には、速やかにその使用を中止するものとする。

3 財団は、前項各号に定める要件に該当することにより登録の取消しを行った場合には、その旨を諮問委員会に報告するものとする。

(苦情への対応)

第 18 条 財団は、受け付けたリフォーム業務品質審査登録制度に係る苦情について、別に定める「苦情への対応の方針と手順」に基づき適切に対応等の措置を講ずる。

第 3 章 雜 則

(審査登録料金の徴収)

第 19 条 財団は、リフォーム業務品質審査登録制度に係る費用を「リフォーム業務品質審査登録料金表」(以下「審査登録料金表」という)に定める。

- 2 申請者又は登録事業者は「審査登録料金表」に従い審査登録料金を指定期日までに納入しなければならない。審査登録料金は、原則、協会を通じて納入するものとするが、個別の案件に応じて財団より請求することができるものとする。
- 3 財団は、必要に応じて請求書を発行する。
- 4 納入された審査料金は返還しないものとする。ただし、財団の責に帰すべき事由により登録の全部又は一部が実施されなかった場合には、納入された審査料金の全部又は一部を返還するものとする。

(文書、記録等の保存)

第 20 条 財団は「実施要領」に従い文書、記録等を保存する。

- 2 財団は、審査登録等のために必要な文書、記録等を、事務所等において確実かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。
- 3 前項の文書、記録等の保存期間は、6年間とする。

(個人情報及び秘密の管理)

第 21 条 財団の役員及び職員並びに審査員等は、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する諸規範並びに「実施要領」の定めに従い、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損失、又は業務以外の目的での複製、利用等は行わないものとする。

2 財団の役員、職員及び審査員並びにこれらの者であった者は、業務に関して知り得た秘密について、漏えい、滅失及び損失、又は業務以外の目的での複製、利用等は行わないものとする。

3 財団は、前二項の規定に拘らず、特に必要がある場合、申請者及び登録事業者の同意があれば、同意の範囲内において知り得た情報を第三者に提供できるものとする。

4 前三項の規定に拘わらず、法令に基づく場合、財団は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示することができるものとする。

(雑則)

第 22 条 財団は、この規程に定めるもののほか、必要な事項について「実施要領」等に定めるものとする。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、2013 年 2 月 18 日より施行する。

(ベータライフリフォーム協議会)

第2条 ベータライフリフォーム協議会が設立されるまでの間は、当該協議会をベータライフリフォーム協議会設立準備委員会と読み替えて施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程変更は、2014年12月24日より施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程変更は、2018年1月23日より施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程変更は、2021年4月1日より施行する。

(移行措置)

第2条 既登録事業者については、2021年4月1日以降の最初の再登録審査を更新審査として行うこととし、それまでの間は変更前の規程を適用する。ただし、2023年度末までに新規程への移行を完了させるために、2024年度及び2025年度に再登録を迎える登録組織については、2023年度末までに更新審査を繰り上げて実施するものとする。